

## 政策目的に関する論点

ICT活用教育を推進する意義

→教育の質の向上・教育の機会拡大に資するため、ICT活用教育を進めるべきことを確認

→昨年度本小委にて検討

## 政策課題に関する論点

ICT活用教育をめぐる著作物等利用の実態と課題

→調査研究及び本小委の議論において、権利処理手続上の負担等の一定の課題があることを確認

→昨年度本小委にて検討

## 政策手段

### 権利制限規定の在り方(文化審議会著作権分科会)

(前提)著作権法第35条の趣旨・目的 →今年度本小委(第1回)にて検討

### 法の適切な運用と ライセンス体制等の在り方 (当事者間協議)

#### 異時送信

○権利制限による対応の必要性・正当性  
→肯定する意見が複数示された

○権利者の著作物利用市場への影響  
○補償金請求権付与の要否

○権利制限の対象とする範囲及び要件の  
具体的な在り方

#### 教材等の共有

○権利制限による対応の必要性・正当性  
○権利者の著作物利用市場への影響  
○補償金請求権付与の要否 等

#### MOOC等一般人向け講座

○権利制限による対応の必要性・正当性 等

- ・著作権法上の教育関係規定(特に第32条、第35条)の解釈運用(ガイドライン)の在り方について
- ・その他教育機関における規定の適切な運用に関することについて
- ・契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策について(集中管理の促進、使用料規程の整備等)
- ・その他審議会での議論に応じて必要な事項

→現在検討中

検討中

当事者間協議における検討も踏まえ、文化審議会著作権分科会において、権利制限規定、法の適切な運用、ライセンス環境の充実のための方策について議論、取りまとめ

# 権利者の著作物利用市場への影響への配慮及び補償金請求権の付与に関する論点

## 権利者の著作物利用市場への影響への配慮について 検討すべき論点

### [論点1]

教育機関のニーズを満たす配信サービスやライセンススキームとの関係

- ・ 権利者が教育機関のニーズを満たす著作物の配信サービスやライセンススキームを提供している場合に、権利制限の対象外となりうるかどうか

(仮に一定の配信サービスやライセンススキームが提供されている場合には、権利制限の対象外となりうる場合とする)

### [論点2]

権利制限の対象外とすべき配信サービス・ライセンススキームの範囲

- ・ 権利制限の対象外とすべきかを判断するにあたり、どのような観点を考慮すべきか
  - ・ 手続コスト(権利者検索コスト及び権利処理コスト)
  - ・ 対価の水準
  - ・ 配信サービスやライセンス提供の範囲・内容
  - ・ 著作物の制作目的や提供態様

### [論点3]

法制上の措置の在り方

- ・ 法制上どのような措置により実現することが適当か

## 補償金請求権の付与について 検討すべき論点

### [論点1]

補償金請求権の付与の是非等

- ・ 異時送信に権利制限を設けるとした場合に補償金請求権を付与すべきか
- ・ 複製についてはどのように考えるか

### [論点2]

補償金の制度設計の在り方

- ・ 仮に補償金請求権を付与とした場合に金額の水準についてどのように考えるか
- ・ 補償金の徴収・分配の方法についてどのように考えるか

### (共通する論点)

- ・ 補償金請求権を付与するか否かにより、一定の配信サービスやライセンススキームについて権利制限の対象外とするか否か等に関する結論に差異が生じるか